

社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会 福祉輸送サービス事業運行規約

(目的)

第1条 この規約は、通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者等（車イス利用者を含む）の外出を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に寄与するための福祉輸送サービス事業（以下「事業」という。）を行うにあたり、その適正な運営を確保することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業の利用対象者は、辰野町内に住所を有する者で、次の要件をすべて満たすものとする。

- 1 社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会（以下「当法人」という。）にあらかじめ登録した会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。以下同じ）及び付添人
- 2 次の各号のいずれかに該当する者であって、日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難なもの
 - ①介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
 - ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ③肢体不自由若しくは内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での歩行が困難な者であって①又は②に該当しない者

(使用車両)

第3条 車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にする装置を有する自動車を使用する。

- 2 使用車両については、道路運送法第79条に基づく許可に関わる有償運送であること、運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について、利用者に見やすいように掲示する。

(運転者)

第4条 運転手は、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者とする。

- 2 前項によりがたい場合には、同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者とする。
 - ①国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - ②前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(運行管理体制)

第5条 社会福祉協議会事務局長を運行管理責任者とし、運行管理体制を別表のとおり定める。

(運行範囲)

第6条 運行範囲は、辰野町内を発地又は着地とするものを対象とする。

(運行時間)

第7条 運行時間は、原則として、月曜日から土曜日まで（ただし、12月29日から翌年の1月3日までを除く。以下「運行日」という。）の午前8時から午後5時までとする。

(運行予約)

第8条 運行の予約は、原則として、希望する日の1運行日前の午後5時まで受け付けるものとする。

2 運行の予約は、当法人への電話により、又は当法人の事務所への訪問により受け付けるものとし、運転者個人が電話により、又は運行の際に次回予約を引き受けることはしない。

(利用料金)

第9条 利用料金は利用1回につき1時間1,500円とする。なお同一日での往復は1回とする。寝台利用の際は1時間3,000円とする。

2 有料道路通行料金及び有料駐車場等使用料金の実費は、利用者がその都度負担するものとする。

(事故又は故障)

第10条 運行中に事故又は故障が発生した場合は、運転者は現場での適切な処置を取るとともに、速やかに運行管理責任者に報告を行いその指示に従うものとする。

(補償)

第11条 事故等による利用者への補償については、当法人が加入した保険の補償の範囲内とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、当法人が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成26年9月29日から施行する。
この要綱は、令和 2年9月 3日から施行する。

(規約の変更)

- 2 この規約は、変更する必要がある場合には、福祉有償運送運営協議会の協議の結果、速やかに変更した上で、道路運送法上の許可を申請するものとする。